

議案第一二二号

鳥取県農業信用基金協会加入の件

農業信用基金協会法に基き別紙目論書の通り設置された
鳥取県農業信用基金協会に会費として加入するの件とす

昭和三十七年一月二十九日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十七年一月二十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

鳥取県 三朝町 議会議長 印

鳥取県農業信用基金協会目論見書

一 目 的

この協会は、農業信用基金協会法に基き、農業共同組合等の他融資を行ふの機関の農業者等に対する貸付に
ついで、その債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金、その他の資金
の融通を円滑にし、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。

二 名 称

鳥取県農業信用基金協会とす。

三 区 域

鳥取県の区域とする。

四 事 務 所

鳥取市下置入

五 業 務

この協会の会員たる農業者等が、つぎに掲げる資金を借り入れることにより、業務を法曹で定める融資機関
に対して負担する債務保証

イ 農業近代化資金助成法第二条第三項の農業近代化資金

ロ イに掲げるもののほか農業者等の事業又は生活に必要な資金

この協会が準備と申すと認定した農業共同組合又は農業共同組合連合会が、鳥取県信用農業共同組合連
合会から準備に必要な資金の融通を受ける場合におけるその借入金に対する利息補給及び指導の補助

六 会員の資格

区域内に住所を有する者で、つぎに掲げるもの又はこの協会の選取の全部又は一部をその区域とする地方公共団体は、この協会の会員となることのできる。

一 農業（畜産業、養蚕業及び製茶業を含む）を営む者および農業に従事する者

二 農業協同組合

三 農業共同組合等

四 農業信用基金協会法施行令第一条に掲げる者

七 会員の本質のみなみ

一口の金額は、一〇〇、〇〇〇円とし、全額一時払とする。

八 剰余金の処分及び損失金の処理

毎事業年度の剰余金の全部と準備金として積立する。

欠損の補填又は準備金をもってあて、不足するときは、前事業年度に繰戻す。

九 役員

理事 十八人、監事 三人、任期は三年とする。

理事の選取のうち二人は、農業者又は金融に関する学識経験を有する者と、会員の歳次によつてを補充する。

理事は互に一人を互選し、専務理事をおくことのできる。

十 事業年度

毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。ただし改正当初の事業年度はこの協会の成立した日から翌一

年三月三十一日までとする。

十一 士公告の方法、この協会の掲示場に掲示し、必要あるときは、日本海新聞及び山陰日報新聞に掲示する。